

第5章 介護給付費等の見込みと保険料の設定 (第9期介護保険事業計画)

第1節 介護保険料の算出までの流れ

1 介護保険料の算定フロー

介護保険料の算定は、国が定めた手順に沿って実施しています。算定フローは以下のとおりです。

図表 介護保険料の算定フロー

1. 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、将来人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を推計。

2. 要支援・要介護認定者数の推計

男女別・年齢別の要支援・要介護度別の認定率（年齢別・男女別）を基に、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者・第2号被保険者）を推計。

3. 施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設サービス、居住系サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。

4. 居宅サービス利用者数の推計

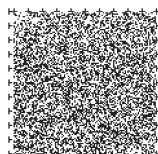
居宅サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。

5. 総給付費等の推計

利用者数の推計結果を基にサービス別・要介護度別の1人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて総給付費を推計。
地域支援事業費について、現在の利用状況等を参考に推計。

6. 介護保険料額の設定

推計された総給付費、地域支援事業費等を基に、介護保険料額を推計。



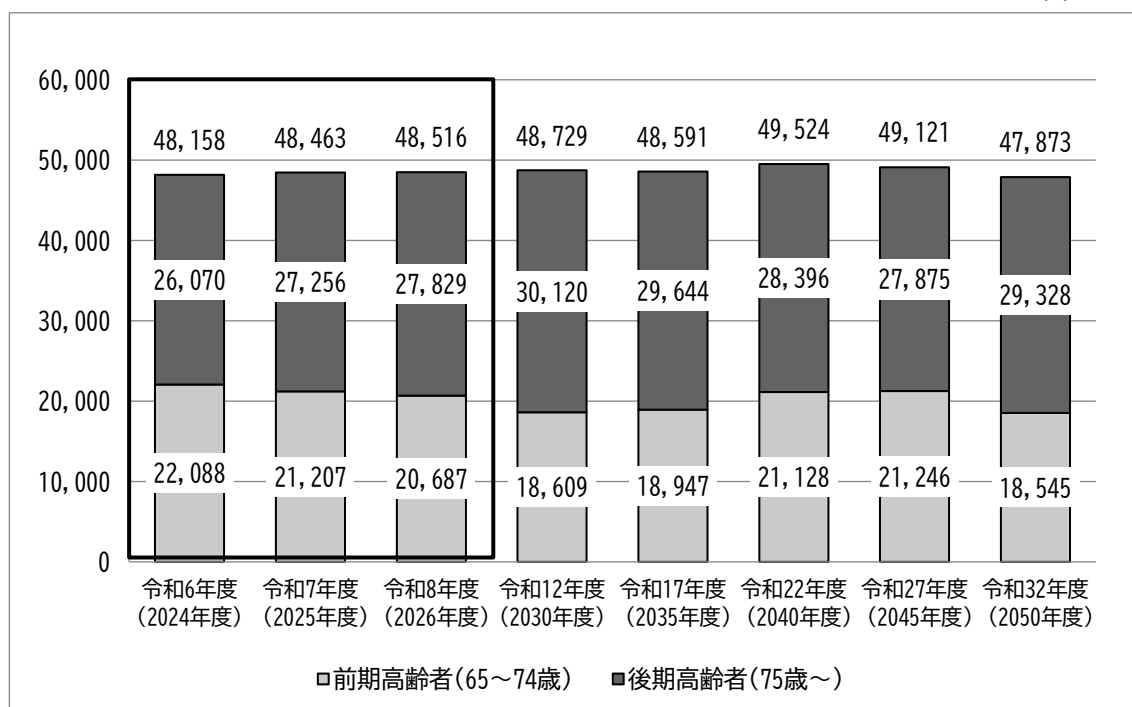
第2節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者数の推計

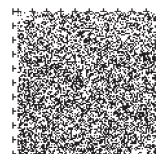
第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

図表 令和6（2024）年度から令和32（2050）年度までの被保険者数の推計

単位：人



資料：地域包括ケア「見える化」システム

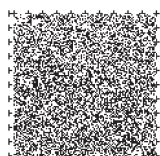
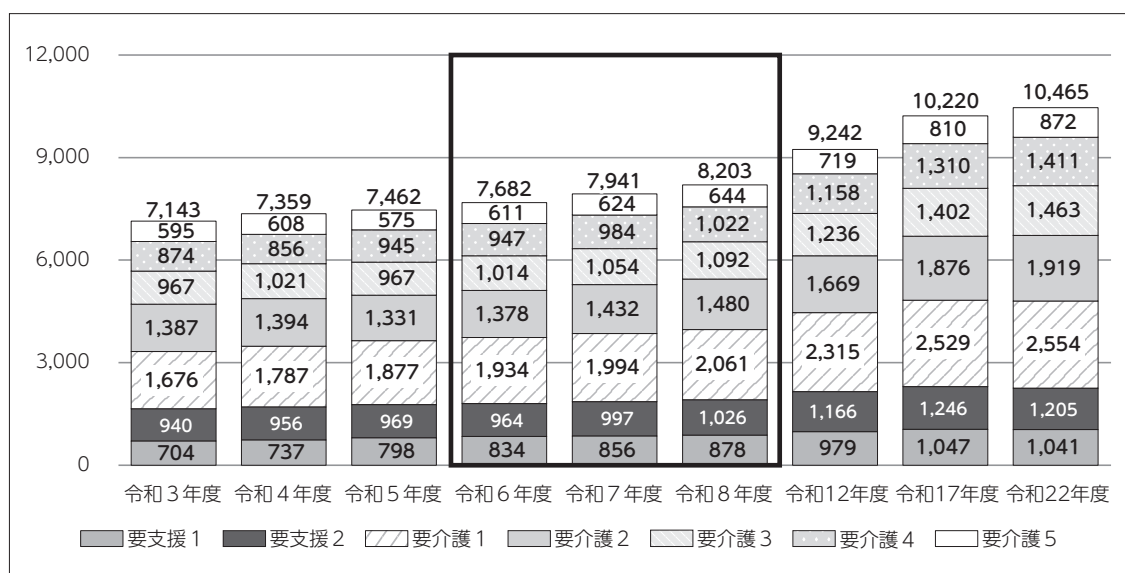


2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

第9期計画期間における要支援・要介護認定者数は以下のように見込みます。

図表 令和3（2021）年度から令和22（2040）年度までの要支援・要介護認定者数の推移と推計

単位：人



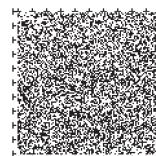
第3節 介護保険サービス量の見込み

1 介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 介護予防訪問入浴介護	要支援者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護職員や看護師等から入浴の補助を受けられるサービスです。
② 介護予防訪問看護	要支援者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助を受けられるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
④ 介護予防居宅療養管理指導	要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導を受けられるサービスです。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑥ 介護予防短期入所生活介護	要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等を受けられるサービスです。
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑨ 介護予防福祉用具貸与	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）

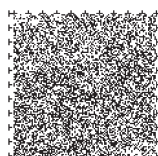


サービス	概要
① 介護予防住宅改修	要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）

介護予防サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

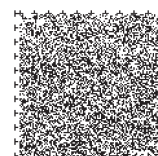
サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
① 介護予防訪問入浴介護	回数 (回)	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	回数 (回)	152.3	154.5	171.3	185.0	190.8	195.8
	利用者数 (人)	31	30	33	33	34	35
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回)	194.0	203.7	181.8	148.7	148.7	157.6
	利用者数 (人)	15	18	18	16	16	17
④ 介護予防居宅療養管理指導	利用者数 (人)	62	59	65	71	74	75
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	利用者数 (人)	96	64	75	81	83	86
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日数 (日)	13.0	21.3	40.0	35.1	35.1	35.1
	利用者数 (人)	2	5	7	9	9	9
⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）	日数 (日)	1.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
⑦ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数 (日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0



サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
⑦ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数 (日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人)	44	41	38	38	52	52
⑨ 介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人)	336	373	407	421	434	447
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	利用者数 (人)	7	8	7	7	7	8
⑪ 介護予防住宅改修	利用者数 (人)	9	12	12	14	14	14

※1 利用者数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの利用回（日）数を示します。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回（日）数が0になることがあります。

※2 令和5（2023）年度は見込み。

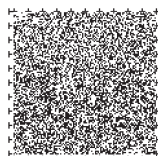


2 居宅サービス

居宅サービスは、要介護1～5の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 訪問介護	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族等が、障がいや疾病等のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
② 訪問入浴介護	要介護者が居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護職員や看護師等から入浴の補助を受けられるサービスです。
③ 訪問看護	要介護者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
④ 訪問リハビリテーション	要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導	要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑥ 通所介護	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスと呼ばれます）。
⑦ 通所リハビリテーション	要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑧ 短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護	要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑩ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

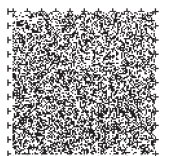


サービス	概要
① 福祉用具貸与	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
② 特定福祉用具購入	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）
③ 住宅改修	要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）

居宅サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

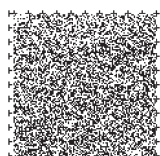
サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
① 訪問介護	回数 (回)	12,694.3	13,321.8	14,240.7	16,094.3	16,926.9	17,883.9
	利用者数 (人)	814	812	795	855	895	937
② 訪問入浴介護	回数 (回)	395	355	317	353.0	377.2	400.8
	利用者数 (人)	80	78	69	75	80	85
③ 訪問看護	回数 (回)	2,614.4	2,754.7	2,819.8	2,805.9	2,951.6	3,112.3
	利用者数 (人)	322	343	358	379	399	420
④ 訪問リハビリテーション	回数 (回)	1,953.5	2,073.2	2,232.3	2,492.8	2,623.9	2,783.6
	利用者数 (人)	144	157	173	192	202	214
⑤ 居宅療養管理指導	利用者数 (人)	911	1,026	1,128	1,206	1,269	1,338
⑥ 通所介護	回数 (回)	13,742	14,000	14,350	15,210.3	15,927.0	16,667.0
	利用者数 (人)	1,229	1,272	1,336	1,465	1,532	1,601



サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
⑦ 通所リハビリテーション	回数 (回)	3,019.9	2,814.5	3,107.3	3,292.6	3,435.3	3,578.4
	利用者数 (人)	371	352	399	416	434	452
⑧ 短期入所生活介護	日数 (日)	3,923.9	4,099.8	4,221.1	4,668.2	4,948.6	5,231.0
	利用者数 (人)	316	339	339	371	392	413
⑨ 短期入所療養介護 (老健)	日数 (日)	230.4	313.1	327.7	339.6	352.6	371.7
	利用者数 (人)	25	32	36	37	38	40
⑨ 短期入所療養介護 (病院等)	日数 (日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
⑨ 短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
⑩ 特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人)	325	349	382	409	473	485
⑪ 福祉用具貸与	利用者数 (人)	1,804	1,900	1,995	2,130	2,235	2,344
⑫ 特定福祉用具購入	利用者数 (人)	37	35	37	51	53	55
⑬ 住宅改修	利用者数 (人)	27	22	24	22	24	25

※1 利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示します。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回(日)数が0になることがあります。

※2 令和5(2023)年度は見込み。



3 施設サービス

施設サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
② 介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
③ 介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※ 原則は要介護3～5の人が対象。在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の人でも入所することができます。

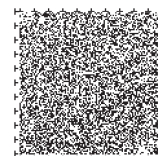
施設サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
① 介護老人福祉施設	利用者数 (人)	862	873	938	944	951	957
② 介護老人保健施設	利用者数 (人)	339	334	298	309	315	320
③ 介護医療院	利用者数 (人)	9	9	10	18	18	18
④ 介護療養型 医療施設	利用者数 (人)	1	2	6	介護医療院へ移行		

※1 利用者数は1月当たりの利用者数を示します。

※2 令和5(2023)年度は見込み。

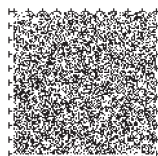


4 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス		対象者	概要
地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	認知症の要支援者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1・2	要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	認知症の要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
地域密着型サービス	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
	⑤ 夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	⑥ 地域密着型通所介護	要介護1～5	通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模の事業所が行うサービスです。
	⑦ 認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	⑧ 小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	⑨ 認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

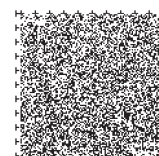


サービス		対象者	概要
地域密着型サービス	⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
	⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

各サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

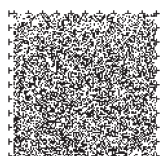
サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回数 (回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	2	3	6	7	7	7
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人)	0	0	0	3	3	3
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人)	4	5	9	13	13	14
⑤ 夜間対応型訪問介護	利用者数 (人)	7	14	18	21	23	23
⑥ 地域密着型通所介護	回数 (回)	3,311.8	3,260.6	3,304.6	3,760.0	3,764.6	3,848.9
	利用者数 (人)	360	356	337	394	398	407



サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
⑦ 認知症対応型通所介護	回数 (回)	123.7	138.3	157.7	200.1	215.0	215.0
	利用者数 (人)	13	14	15	20	21	21
⑧ 小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	21	19	18	19	20	21
⑨ 認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人)	175	177	207	231	238	246
⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人)	1	0	0	0	0	0
⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	2	7	9	18	18	19

※1 利用者数は1月当たりの利用者数、回数は1月当たりの利用回数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回数が0になることがあります。

※2 令和5（2023）年度は見込み。



5 介護予防支援・居宅介護支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センター ¹ が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン ² ）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。
② 居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。

介護予防支援、居宅介護支援の利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

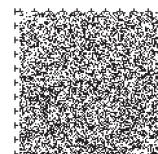
サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
① 介護予防支援	利用者数 (人)	440	450	486	505	520	535
② 居宅介護支援	利用者数 (人)	2,844	2,927	2,981	3,125	3,272	3,421

※1 利用者数は1月当たりの利用者数を示します。

※2 令和5（2023）年度は見込み。

¹ P. 45 参照。

² P. 104 参照。



第4節 介護保険事業費の見込み

1 介護予防サービス給付費（見込額）

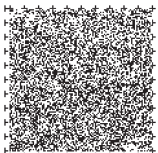
介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
1. 介護予防サービス	148,795	164,315	167,664
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	12,834	13,270	13,563
介護予防訪問リハビリテーション	4,998	5,004	5,311
介護予防居宅療養管理指導	12,702	13,257	13,437
介護予防通所リハビリテーション	36,525	37,585	38,870
介護予防短期入所生活介護	2,952	2,956	2,956
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	31,460	32,444	33,417
特定介護予防福祉用具購入費	2,232	2,232	2,543
介護予防住宅改修	14,685	14,685	14,685
介護予防特定施設入居者生活介護	30,407	42,882	42,882
2. 地域密着型介護予防サービス	15,496	15,516	15,516
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,778	6,787	6,787
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,718	8,729	8,729
3. 介護予防支援	29,408	30,319	31,194
介護予防サービスの総給付費（I）	193,699	210,150	214,374

※ 端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがあります。



2 介護サービス給付費（見込額）

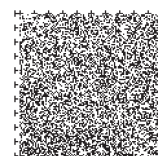
介護サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
1. 居宅サービス	4,847,652	5,204,439	5,444,800
訪問介護	585,263	616,380	651,171
訪問入浴介護	54,423	58,230	61,876
訪問看護	186,863	196,938	208,000
訪問リハビリテーション	89,462	94,285	100,023
居宅療養管理指導	198,760	209,423	220,912
通所介護	1,456,694	1,530,409	1,605,398
通所リハビリテーション	317,716	332,821	347,077
短期入所生活介護	488,287	518,525	548,922
短期入所療養介護（老健）	48,599	50,173	53,064
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	373,401	393,395	414,756
特定福祉用具購入費	20,417	21,219	22,078
住宅改修	25,507	27,828	29,045
特定施設入居者生活介護	1,002,260	1,154,813	1,182,478
2. 地域密着型サービス	1,328,455	1,352,646	1,399,849
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30,417	30,455	33,614
夜間対応型訪問介護	7,990	9,021	9,021
地域密着型通所介護	396,958	392,525	402,938
認知症対応型通所介護	24,762	26,847	26,847
小規模多機能型居宅介護	55,371	57,269	60,924
認知症対応型共同生活介護	746,327	769,815	795,715
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	66,630	66,714	70,790
3. 介護保険施設サービス	4,214,436	4,264,741	4,301,930
介護老人福祉施設	3,042,941	3,069,680	3,089,370
介護老人保健施設	1,089,516	1,112,175	1,129,674
介護医療院	81,979	82,886	82,886
介護療養型医療施設	—	—	—
4. 居宅介護支援	609,671	640,058	670,173
介護サービスの総給付費（Ⅱ）	11,000,214	11,461,884	11,816,752

※ 端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがあります。



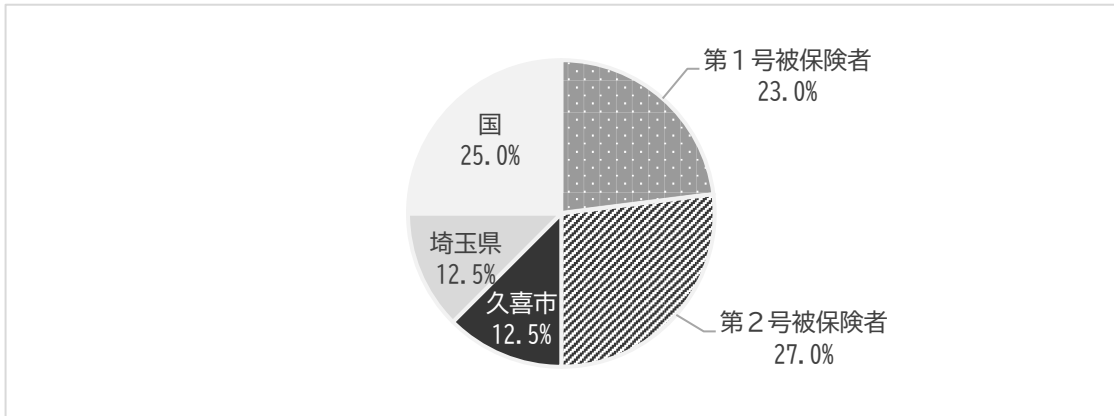
第5節 保険料の算定

1 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

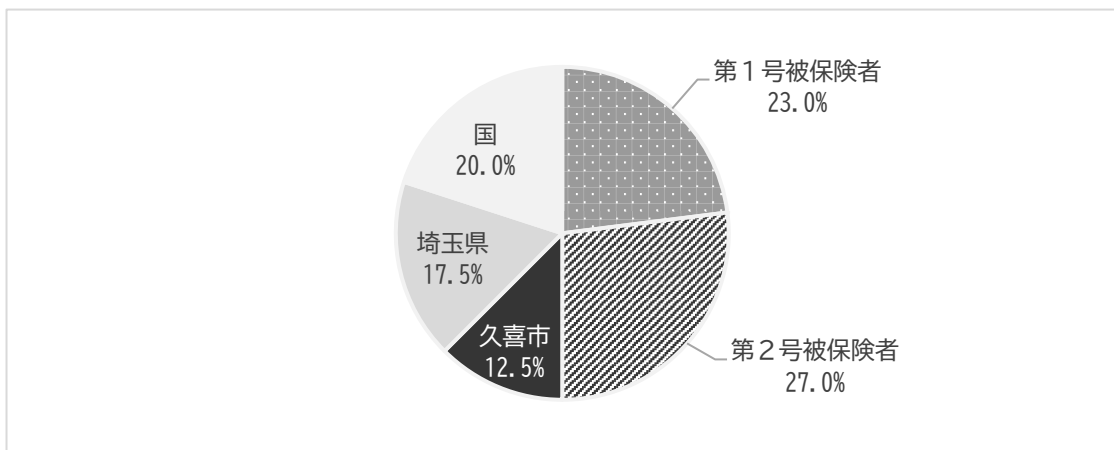
また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%、第2号被保険者負担割合は27.0%です。

図表 保険給付費の負担割合（居宅給付費）

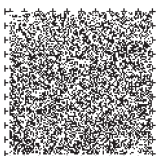


※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化します。

図表 保険給付費の負担割合（施設等給付費）



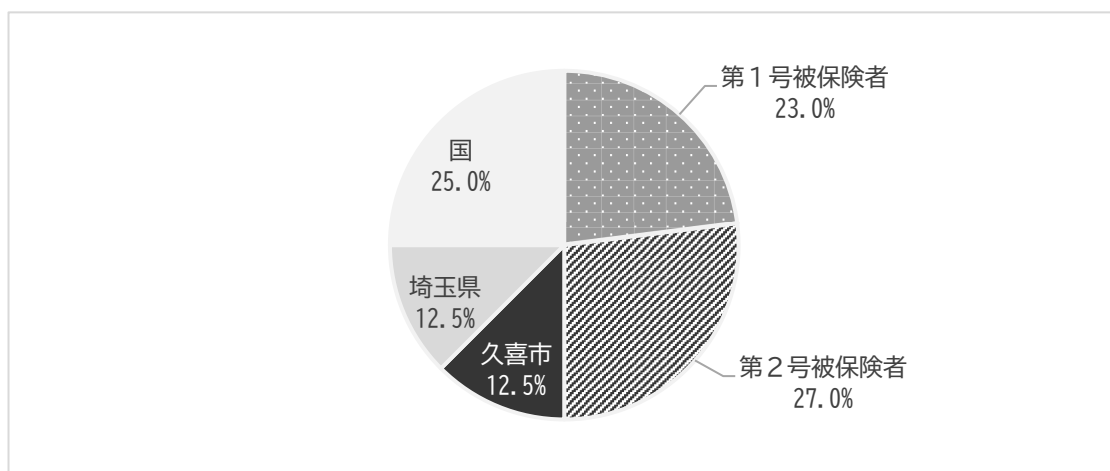
※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化します。



2 地域支援事業費の負担割合

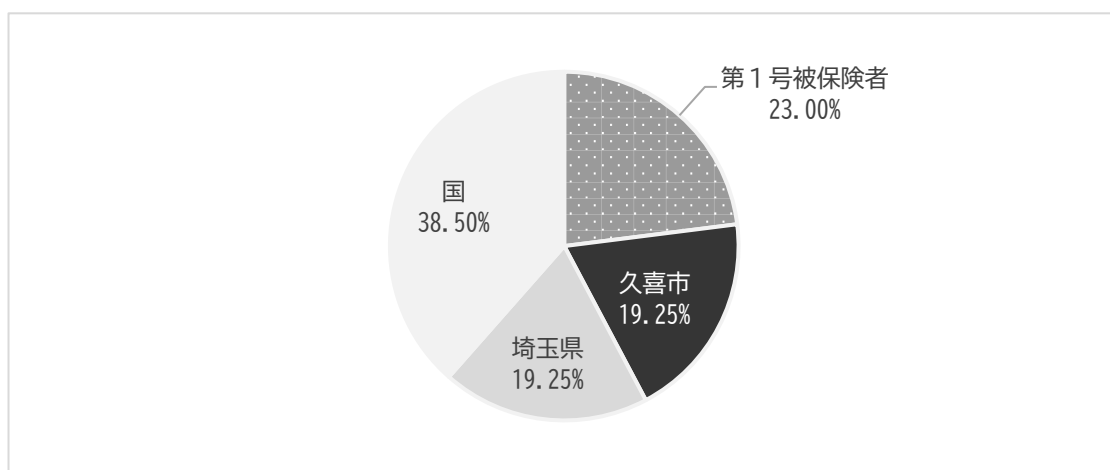
地域支援事業¹の財源は、保険給付費と同様に、保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

図表 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

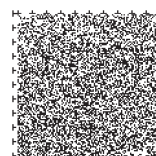


※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化します。

図表 地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合



¹ P. 51 参照。



3 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付費見込額

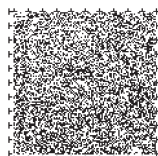
標準給付費見込額は以下のとおりです。

図表 標準給付費見込額

単位：円

区分	合計	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
標準給付費見込額〔A〕	36,848,457,096	11,823,079,983	12,322,413,460	12,702,963,653
総給付費〔(Ⅰ)+(Ⅱ)〕	34,897,073,000	11,193,913,000	11,672,034,000	12,031,126,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	1,023,227,572	329,909,939	341,032,911	352,284,722
特定入所者介護サービス費等給付額	1,007,708,856	324,906,381	335,860,657	346,941,818
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	15,518,716	5,003,558	5,172,254	5,342,904
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	789,337,158	254,498,785	263,079,257	271,759,116
高額介護サービス費等給付額	777,365,726	250,638,945	259,089,282	267,637,499
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	11,971,432	3,859,840	3,989,975	4,121,617
高額医療合算介護サービス費等給付額	117,624,326	37,924,539	39,203,172	40,496,615
算定対象審査支払手数料	21,195,040	6,833,720	7,064,120	7,297,200
審査支払手数料一件当たり単価		40	40	40
審査支払手数料支払件数	529,876	170,843	176,603	182,430

※1 厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されています。



(2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業¹は、地域包括ケアシステム²の実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

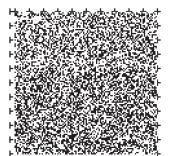
図表 地域支援事業費見込額

単位：円

区分	合計	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
地域支援事業費〔B〕	1,821,470,000	586,673,800	606,639,500	628,156,700
介護予防・日常生活支援総合事業費	984,033,200	307,528,200	327,493,900	349,011,100
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	672,180,000	224,060,000	224,060,000	224,060,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	165,256,800	55,085,600	55,085,600	55,085,600

¹ P.51 参照。

² P.1 参照。



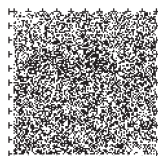
4 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期計画期間における介護保険料の段階設定は第8期計画から引き続き15段階とし、各段階を次のとおり設定します。

図表 介護保険料の段階設定及び保険料率

段階	保険料率	対象者
第1段階	0.285	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.4	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階	0.65	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人
第4段階	0.8	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準段階)	1.0	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人
第6段階	1.15	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人
第7段階	1.35	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人
第8段階	1.55	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	1.7	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	1.8	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人
第11段階	1.9	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人
第12段階	2.0	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第13段階	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第14段階	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人
第15段階	2.5	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人

※ 第1段階から第3段階の保険料率については低所得者軽減として、公費が投入された後の保険料率となります。



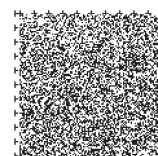
5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計します。

図表 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

段階	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計	割合
第1段階	6,789人	6,834人	6,840人	20,463人	14.1%
第2段階	3,172人	3,192人	3,195人	9,559人	6.6%
第3段階	2,664人	2,681人	2,684人	8,029人	5.5%
第4段階	6,696人	6,738人	6,745人	20,179人	13.9%
第5段階 (基準段階)	6,972人	7,016人	7,024人	21,012人	14.5%
第6段階	8,581人	8,635人	8,644人	25,860人	17.8%
第7段階	6,445人	6,487人	6,496人	19,428人	13.4%
第8段階	3,409人	3,430人	3,434人	10,273人	7.1%
第9段階	1,475人	1,484人	1,486人	4,445人	3.1%
第10段階	651人	655人	656人	1,962人	1.4%
第11段階	317人	319人	319人	955人	0.7%
第12段階	311人	313人	313人	937人	0.6%
第13段階	168人	169人	169人	506人	0.3%
第14段階	213人	214人	214人	641人	0.4%
第15段階	295人	296人	297人	888人	0.6%
合計	48,158人	48,463人	48,516人	145,137人	100.0%

※ 人数と割合について、端数処理により完全に一致しません。



6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

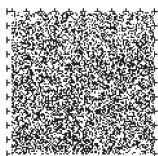
まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業¹費〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔D〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔F－G〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護保険給付費準備基金取崩額〔L〕を差し引き、保険料収納必要額〔J〕を算定します。

この保険料収納必要額〔J〕を予定保険料収納率〔K〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、さらに月数（12 か月）で割ったものが、第1号被保険者の基準額（月額）〔M〕となります。

これらを踏まえ第9期計画期間における介護保険料基準額（月額）を 5,355 円（第8期計画期間から 194 円の増額）としました。

¹ P.51 参照。



図表 介護保険料基準額（月額）の算定

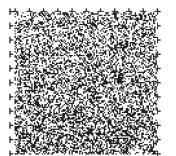
	合計	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
標準給付費見込額〔A〕	36,848,457,096円	11,823,079,983円	12,322,413,460円	12,702,963,653円
地域支援事業費〔B〕	1,821,470,000円	586,673,800円	606,639,500円	628,156,700円
介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕	984,033,200円	307,528,200円	327,493,900円	349,011,100円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	672,180,000円	224,060,000円	224,060,000円	224,060,000円
包括的支援事業（社会保障充実分）	165,256,800円	55,085,600円	55,085,600円	55,085,600円
第1号被保険者負担分相当額〔D〕	8,894,083,232円	2,854,243,370円	2,973,682,181円	3,066,157,681円
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕	148,884人	49,403人	49,712人	49,769人
調整交付金相当額〔F〕	1,891,624,515円	606,530,409円	632,495,368円	652,598,738円
調整交付金見込額〔G〕	325,697,000円	65,505,000円	108,789,000円	151,403,000円
調整交付金見込交付割合〔H〕		0.54%	0.86%	1.16%
後期高齢者加入割合補正係数		1.1382	1.1251	1.1124
所得段階別加入割合補正係数		1.0489	1.0489	1.0489
県の財政安定化基金〔I〕	0円			
保険料収納必要額〔J〕	9,280,010,747円			
予定保険料収納率〔K〕	97.00%			
介護保険給付費準備基金取崩額〔L〕	1,180,000,000円			
準備基金取崩額の影響額	681円			
介護保険料基準額（月額）〔M〕	5,355円			

※1 調整交付金相当額〔F〕

= (標準給付費見込額〔A〕+介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕) × 全国平均の調整交付金交付割合（5%）

※2 調整交付金見込額〔G〕

= (標準給付費見込額〔A〕+介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕) × 調整交付金見込交付割合〔H〕



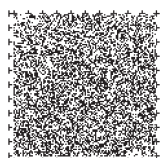
7 所得段階別介護保険料

図表 第9期（令和6～令和8年度）の所得段階別介護保険料額

段階	保険料率	介護保険料（年額）
第1段階	0.285	18,300円
第2段階	0.4	25,700円
第3段階	0.65	41,700円
第4段階	0.8	51,400円
第5段階 （基準額）	1.0	64,200円
第6段階	1.15	73,800円
第7段階	1.35	86,700円
第8段階	1.55	99,600円
第9段階	1.7	109,200円
第10段階	1.8	115,600円
第11段階	1.9	122,000円
第12段階	2.0	128,500円
第13段階	2.1	134,900円
第14段階	2.3	147,700円
第15段階	2.5	160,600円

※1 第1段階から第3段階は、公費投入後の保険料率を表示しています。

※2 介護保険料（年額）＝介護保険料基準額（月額）5,355円×各所得段階の保険料率
×12か月（100円未満の端数切捨て）



8 低所得者の支援策等

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、低所得者に配慮し、被保険者の所得やその世帯の住民税課税状況等に応じて、15段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

第1段階から第3段階までの保険料率は、公費の投入によって軽減しています。

また、災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料が減免あるいはその徴収が一時猶予されます。

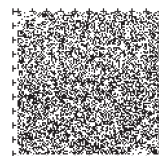
(3) 特定入所者介護（予防）サービス費の給付

市民税非課税世帯等の低所得者（所得段階が第1・第2・第3段階）に該当する人で、認定基準を満たしている人は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が一定の上限額を超えた時は、超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が調整され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、食費・居住費（滞在費）・日常生活費等は含まれません）。



(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

9 利用者の負担軽減に関する施策

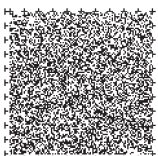
本市では、低所得者等が介護サービスを利用しやすいように、利用者負担について軽減措置を講じる支援策を独自に実施しています。本計画期間においても、引き続き利用者負担助成を実施します。

(1) 利用者負担の助成制度

居宅介護サービスを利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行います。

(2) 支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービスを利用すると、超過利用分については通常は全額自己負担となりますが、本市では、超過利用分の一部に対して助成を行います。



10 中長期的な推計

国の推計では、団塊の世代¹が75歳を迎える令和7（2025）年には高齢者人口は3,653万人に達し、令和22（2040）年は団塊ジュニア世代²が高齢者（65歳以上）となります。

高齢者人口の増加は今後も続くのに対し、生産年齢人口は減少が続くため、令和52（2070）年には高齢化率が38.7%と国民の2.6人に1人が高齢者となることが予測されています。

令和32（2050）年度までの推計でみると、本市の高齢者人口は令和22（2040）年まで増加すると見込まれます。

また、後期高齢者人口を見ると、28,396人となっており、これに伴い、要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。

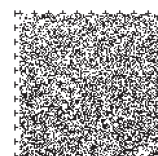
図表 中長期的な推計

項目	令和8（2026） 年度	令和22（2040） 年度	令和22（2040） 年度と 令和8（2026） 年度の差
高齢者人口	48,516人	49,524人	1,008人
前期高齢者人口 （65歳以上75歳未満）	20,687人	21,128人	441人
後期高齢者人口 （75歳以上）	27,829人	28,396人	567人
要介護（要支援） 認定者数（総数）	8,203人	10,465人	2,262人
標準給付費	12,702,963,653円	16,666,401,726円	3,963,438,073円
地域支援事業費	628,156,700円	523,601,024円	-104,555,676円
介護保険料基準額 （月額）	5,355円	7,521円	2,166円

※ 令和22（2040）年度の介護保険料基準額（月額）は、保険給付費の推計に基づく推計値であり、確定した値ではありません。

¹ P.1 参照。

² P.4 参照。



第6節 サービスの円滑な提供

1 介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上は、高齢者が安心して住み慣れた地域での暮らしを続けていく上での前提となるものです。これは介護保険制度の信頼性を確保することにもつながります。

介護保険制度の普及や相談体制の強化等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。

また、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の周知・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険制度や各種サービスの認知度の向上を図ってきましたが、引き続き広報くきや市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、出前講座の実施等により介護保険制度の周知を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

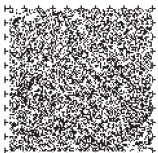
(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者¹として、また利用者の相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、市民において最も身近な相談窓口である地域包括支援センター²において、居宅サービス計画や介護保険サービス提供事業所との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化します。

¹ P. 89 参照。

² P. 45 参照。



(3) サービスの質の向上

介護保険サービス提供事業所職員に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護保険サービス提供事業所に対して適切な育成、指導に努めます。

2 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センター¹の新たな機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法についても検討します。

また、地域包括ケアシステム²の構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議³の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、市民への啓発を行います。

3 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、その持続可能性を確保するためには、不適切な介護サービスの提供防止に努めていくことが大切です。

県と連携して、介護給付適正化主要3事業等を実施することにより、受給者が必要とするサービスを介護保険サービス提供事業所が適正に提供するようにし、介護給付の適正化を一体的に推進します。

¹ P.45 参照。

² P.1 参照。

³ P.3 参照。

